

都都計都計第2002号

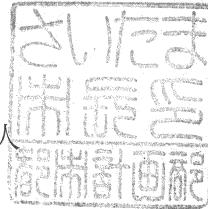
令和4年8月3日

公益社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会 御中



さいたま市長 清水 勇人



さいたま市屋外広告物条例及び屋外広告物の安全対策について（通知）

日頃から、本市の屋外広告物行政に、御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本市では、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として、屋外広告物の適正化に向け、取り組んでおります。

さて、国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」（9月1日から9月10日まで）に基づき、本市では、9月1ヶ月間を「令和4年度屋外広告物適正化キャンペーン」として実施する予定です。

つきましては、キャンペーンの一環として、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発や屋外広告物に対する安全対策について、別紙のとおり送付します。

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が多数発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が重要になっています。同封いたしました啓発文を活用し、安全対策、実効性のある点検の実施等に役立てていただければ幸いです。

今後とも屋外広告物条例等について御理解いただくとともに、適正な屋外広告物の掲出に御協力くださいますようお願い申し上げます。

担当 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

まちなみ・景観係 山田、岡本

直 通 048-829-1409

FAX 048-829-1979

E-mail : toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市屋外広告物条例及び 屋外広告物の安全対策について

屋外広告物の掲出又は表示について

- 屋外広告物とは、建物に取り付けられる壁面看板や屋上看板、地上に建てられる独立看板やはり紙、はり札、立看板、のぼり旗などをいいます。
- 屋外広告物を掲出又は表示するには、「さいたま市屋外広告物条例」によりルールが定められており、原則としてさいたま市長の許可が必要になります。

※一定の要件に該当する自家広告物など、許可が不要な場合もあります。

※屋外広告物が出せない禁止地域や禁止物件があります。

※街中に掲出が増えている電柱等へのはり紙やはり札等は、条例違反行為です。

⇒さいたま市ホームページ

(<https://www.city.saitama.jp/001/010/004/p030742.html>) を御参照下さい。

屋外広告物の管理・安全点検をしていますか？

- 広告物の表示者、設置者、管理者、所有者又は占有者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。
- 許可を受ける広告物で上端の高さが地上4mを超えるものを設置する場合は、広告物の管理者をおかなければなりません。
- 近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が重要となっています。
- 日常的な安全点検の実施や、専門業者に相談し、定期点検を実施してください。

⇒国土交通省ホームページにて掲載の「看板の安全管理ガイドブック」

(<http://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>) を御参照下さい。

※御不明点等がある場合は、裏面記載の問い合わせ先まで御連絡下さい。

【許可に関する問い合わせ】

○屋外広告物の設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合
〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所内）
北部都市計画事務所 都市計画指導課 Tel048-646-3178

○屋外広告物の設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合
〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10（中央区役所内）
南部都市計画事務所 都市計画指導課 Tel048-840-6178

【その他、屋外広告物条例に関する問い合わせ】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
都市局 都市計画部 都市計画課 Tel048-829-1409